

通所介護・第一号通所事業重要事項説明書

1、施設の概要

施設名	石井内科デイサービスセンター
所在地	岡山市東区神崎町 105-1
開設年月日	平成13年10月1日
事業所所定番号	3370103958
事業管理者	川口 緑
事業所連絡先	Tel 086(946)2101 FAX 086(946)2033

2、利用定員

通所介護の利用定員は、25名（1単位）です。

3、施設の職員体制

管理者	1名
看護職員	1名以上
介護職員	3名以上
生活相談員	2名以上
機能訓練指導員	1名

4、営業日及び営業時間

①営業日 月曜日～土曜日

※但し国民の祝日および事業所の定めた夏季（8/13～15）、年末年始（12/30～1/3）を除く。

②営業時間 月曜日～土曜日 （8：15～17：30） 7～8h

サービス提供時間 （9：15～16：30）

5、通常の事業の実施範囲

岡山市・瀬戸内市に住民票がある被保険者に限る。

（ただし、第一号通所事業の通常実施区域は岡山市の区域とする。）

6、目的

通所介護・第一号通所事業については、要介護者および要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、機能訓練指導員による必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るために提供されます。

このサービスを提供するにあたって、利用者に関わる医師、その他通所介護の提供にあたる従事者の協議によって、通所介護計画が作成されますが、その際、利用者・ご家族の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意を頂くようになります。

7、適用期間

- ① 本利用説明書は、利用者が通所介護・第一号通所事業利用同意書を当施設に提出した時から効力を有します。
但し、ご家族に変更があった場合は、新たに同意を得る事とします。
- ② 利用者は、前項に定める事項の他、本利用説明書等の改定が行われない限り、初回利用時の同意書をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

8、利用者からの解除

- ① 利用者及びご家族が、サービス提供をキャンセルまたは中断する場合は、事前に担当者までご連絡ください。
- ② 当施設は、サービス利用日、利用者の一方的な都合により、予定されていたサービスの実施ができない場合には、所定のサービス料金を請求できるものとします。
但し、緊急やむを得ない事情がある場合は除くものとします。

9、当施設からの解除

当施設は利用者及びご家族に対し、次に挙げる場合には、本利用説明書に基づく通所介護利用を解除・終了する事ができます。

- (1) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切なサービスの提供を超えると判断された場合。
- (2) 利用者及びご家族様が、利用料を2ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず、10日間以内に支払われない場合。
- (3) 利用者が、当施設、当施設の職員または他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為を行った場合。
- (4) 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により、当施設を利用させる事ができない場合。

10、利用料金

- ① 利用者及びご家族は、連帯して、当施設に対し、利用説明書に基づく通所介護の対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された月毎の合計金額および利用者が個別に利用したサービスの1割負担となります。
- ② 食費は、1食600円の追加保険外負担となります。
(リハビリパンツ 150円、パッド 50円)
- ③ 当施設は、利用者およびご家族に対し、前月料金の合計額の請求書および明細書を、毎月10～15日に配布します。
- ④ 当施設は、利用者またはご家族から利用料金の支払を受けたときは、領収書を交付します。

11、記録

利用者の通所介護・第一号通所事業の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

1 2、秘密の保持

- (1) 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者またはご家族、もしくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第3者に漏らしません。サービス担当者会議等で個人情報を用いる場合は、利用者等から予め文書で同意を得る事とします。
- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関等への療費情報の提供。
 - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究等での事例研究発表など、この場合は利用者個人を特定できないように仮名等を使用する事を厳守します。
 - ③ 居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議において課題分析情報、利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報の支援を行う。
- (2) 前項に挙げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

1 3、緊急時の対応

- ① 当施設は、利用者に対し、併設医院の医学的判断により対応されています。
- ② 当施設は、利用者に対し、当施設における通所介護での対応が困難な状態、または専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- ③ 通所介護利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者およびご家族が指定する者、居宅介護支援事業所等へ連絡します。

1 4、事故発生時の対応

- ① 迅速な事故処理をします。
- ② 利用者の家族、市町村、居宅介護支援事業所等に連絡を取ります。
- ③ 損害賠償の責めを負う必要があるときは速やかに応じます。
- ④ 再発防止策を講じます。
- ⑤ 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をします。

1 5、要望または苦情等の申出

利用者およびご家族は、当施設の提供する通所介護に対しての要望または苦情について、苦情相談担当者に申し出ることができ、また備え付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

※ 対応時間は、月曜日～土曜日の9：15～16：30となっております。

担当者 川口 緑

TEL 086-946-2101

岡山県内の介護などについての相談・苦情窓口

- ・岡山県運営適正化委員会 TEL 086-226-9400
- ・岡山県国民健康保険団体連合会 TEL 086-223-8811
- ・長船支所 いきいき長寿課 TEL 0869-26-5948
- ・岡山市介護保険課 TEL 086-803-1240
- ・岡山市事業者指導課 TEL 086-212-1013

苦情処理手順 苦情に対する利用者様へおわび→内容の確認→原因の調査→解決策の検討
→解決を迅速に行う→利用者様・ご家族・ケアマネに報告

16、賠償責任

- ① 通所介護・第一号通所事業の提供に伴って当施設の責任に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、その損害を賠償するものとします。
- ② 利用者の責任に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者およびご家族は、連帯して、当施設に対しその損害を賠償するものとします。

17、非常災害対策

- ① 防災設備 消火器・火災報知器
- ② 防災訓練 年3回以上
- ③ 災害時の対応、訓練に基づき避難救出いたします。暴風雨雪等の警報の発令もしくは送迎に危険であると判断された場合は、事業を休止または中止いたします。

18、禁止事項

当施設では、多くの方に安心して通所介護に参加して頂くため、利用者の「営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動」を禁止します。

通所介護・第一号通所事業について

1. 介護保険証の確認

ご利用の申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 利用料金

基本料金について

施設利用料・・・介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。

・通所介護（1日あたり）

単位表（1単位＝10.14円）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
6 時間以上 7 時間未満	584 単位／日	689 単位／日	796 単位／日	901 単位／日	1008 単位／日
7 時間以上 8 時間未満	658 単位／日	777 単位／日	900 単位／日	1023 単位／日	1148 単位／日

・第一号通所事業（1ヶ月あたり）

単位表（1単位＝10.14円）

	要支援 1	要支援 2
6 時間以上 7 時間未満	1798 単位／月	3621 単位／月
7 時間以上 8 時間未満		

各種加算

・通所介護（1日あたり）

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ 56 単位

通所介護入浴介助加算（Ⅰ） 40 単位

認知症加算 60 単位

サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22 単位

・第一号通所事業

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

支援 1 88 単位

支援 2 176 単位

・通所介護、第一号通所事業

介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数×9.2%